「FOP 彩里さんの夢を応援する会」 会則

（名称）
第 1 条　本会名称を~~は~~、「FOP 彩里さんの夢を応援する会」とする。

（事務局）
第 2 条　本会の事務局を下記住所に置く。
〒840-0813　佐賀県佐賀市唐人 2-5-12　TOJIN 茶屋 3 F

（目的）
第 3 条　本会は 200 万人に一人という希少難病、進行性骨化性繊維異形成症（以下、FOP と呼ぶ）の池田彩里さんをはじめ全国の FOP 患者と、その家族の夢を叶えるための応援活動にあたることを目的としています。~~に関する調査研究への支援活動を行うことにより、一日でも早い研究成果の達成を目指す。~~

~~また、FOP 患者とその家族を支援する活動を行うことにより、当事者およびその家族が安心して日々の生活を送れるような支え合う地域づくりを目指す。~~

（活動・事業の種類）
第 4 条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）　FOP の周知~~に関する普及啓発と研究のための募金~~活動
（2）　患者・家族・医療関係者などの交流~~講演会、勉強~~会の開催
（3）　その他、目的の達成に必要な活動

（会員）
第 5 条　本会の会員は、次の 2 種類とする。
（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
（2）~~）~~賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（入会）
第 6 条　会員として入会しようとする者は入会申込書を~~会長~~会の代表に提出し、~~会長のそ~~の承認を得るものとする。

書式変更：左揃え

書式変更：インデント ： 最初の行 ： 0 字

書式変更：インデント ： 最初の行 ： 0.5 字

（会費）
第 7 条　会費を下記とする。
~~（1）　正会員　〇〇〇円~~
（退会）
第 8 条　会員は、退会届を~~会長~~代表に提出し、任意に退会することができる。
2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
（1）本人が死亡したとき。
（2）会費を~~〇~~3 年以上納入しないとき。

（役員）
第 9 条　本会に次の役員を置く。
（1）~~会長~~代表
（2）副~~会長~~代表
（3）監事
2 第 1 項に定める役員は、~~会員~~役員会の互選により選出する。
3 役員の任期は、~~〇~~1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員会）
第 10 条　役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関–し~~、~~議決する。

（職務）
第 11 条　~~会長~~代表は、本会~~を代表し、そ~~の業務を統括する。
2 副会長は、~~会長~~代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、
3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（総会）
第 12 条　本会の総会は正会員を持って構成し､年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2 ~~総会は、以下の事項について議決する。~~
~~3~~ 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。
~~4~~3 総会へ出席できない者は、書面もしくは相当する手段で表決できる。

~~5~~4 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

（総会の権能）
第 13 条　総会は、この会の運営に関する次の事項を議決する。
(1)　会則の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
(5)　事業報告及び収支決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8)　事業、組織及び運営
(9)　その他この法人の運営に関する重要事項

（事業年度）
第 ~~13~~14 条　　本会の事業年度は、~~○~~4 月~~○~~1 日に始まり、翌年~~○~~3 月~~○~~31 日までとする。

（変更）
第 ~~14~~15 条　　この会則は、総会において出席者の過半数承認を持って変更できる。

附則 1 この会則は、平成 29~~○~~年~~○~~2 月~~○~~1 日から施行する。